

イノベーション集積拠点の創出に向けた事業化検討パートナーに関するプロポーザル

質問事項への回答

回答日：令和7年8月8日（金）

番号	書類名	質問事項	回答
1	募集要領(P3)	「事業候補地（案）をパートナー選定後、個別に提示する」とありますが、事前に事業候補地を開示頂けないでしょうか？	事前に事業候補地を開示することはできません。
2	募集要領(P3)	「民間事業者等による独自提案」とありますが、独自提案とは何を意味するのでしょうか？要領記載事項に関わらず、独自提案が可能ということでしょうか？	御認識のとおりです。 ただし、イノベーション集積拠点の創出を前提に、その周辺での独自提案であることを踏まえ、例えば、地域住民等も利用可能な公共機能の確保（広場、休憩スペース等）や民間事業者が整備・運営する収益施設等（飲食店、託児施設、宿泊施設等）の整備など、イノベーション集積拠点の魅力を高めるような提案であることが望ましいと考えております。
3	募集要領(P3 *2)	「民間事業者等による独自提案（＊２）として、イノベーション集積拠点を中核的施設として整備・運営することを前提に・・・」とありますが、市が施設を保有して、民間事業者等が運営するということでしょうか？	事業化検討パートナーとの検討の中で、最適な事業手法等を検討する予定をしておりますので、現時点において「市が施設を保有し、民間事業者等が運営する」を前提にしているものではありません。
4	募集要領(P6)	「企画提案書は15 枚以内」とありますが、15 ページ以内という理解でよろしいでしょうか？	企画提案書のページ数は30ページ以内（両面印刷15枚分）となります。 （参考） 募集要領P6(3)【作成方法】① 「企画提案書はA4版縦置き、横書き両面印刷、左綴じで製本するようにこと。」
5	募集要領(P6)	8, 参加申込の手続き（3）企画提案書等の提出 企画書の製本はA4判で製本となっておりますが製本とはA4判 紙ファイル綴じでよろしいでしょうか	差し支えありません。
6	募集要領(P6)	「企画提案書は、1 5 枚以内で記載すること。」とありますが、表紙はこれに含まないと考えてよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
7	募集要領（P7）	「構成員以外に事業協力者がいる場合はわかるように記載する」とありますが、選定時に記載なくとも業務進捗に応じて事業協力者を追加することは可能でしょうか？	可能です。

番号	書類名	質問事項	回答
8	募集要領 (P7)	9, プレゼンテーション審査 (4) 主たる説明・質疑応答は本事業の主担当者が行うこととありますが担当者分けによる複数人での説明でもよろしいでしょうか	差し支えありません。
9	募集要領 (P7)	「※ 実績内容の確認可能な情報を掲載すること。(リーフレット等でも可)」とありますが、実績内容が分かる資料を別途添付するものと考えて、その資料は企画提案書15枚には含まれないと考えてよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
10	募集要領 (P8)	「プレゼンテーションの会場への入室は5名以内とする。」とありますが、PC操作担当も含めて5名でしょうか。	御認識のとおりです。
11	募集要領 (P8)	「スクリーンは審査委員会が用意する」とありますが、スクリーンのサイズ(投影サイズ)をご教示願います。	縦幅:180cm 横幅:230cm です。
12	募集要領 (P8)	「パワーポイント等のプレゼンテーションソフトについて」は、その内容が企画提案書の内容に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。」とありますが、提案書と中身が同じであって、部分的な拡大やレイアウト構成の変更などは問題ありませんでしょうか。それとも提案書そのものを投影するに限りますでしょうか。	パワーポイント等で説明いただく内容は、事前に提出いただいた企画提案書の中身と全て一致している必要はありませんが、企画提案書の内容に合致していることが条件となります。 御質問の「部分的な拡大」や「レイアウト構成の変更」が上記の範疇であれば問題ありません。
13	募集要領(P10)	「事業化検討パートナーは基本協定締結後にパートナー構成員の変更を行う場合、本市に届出し、承認を得る必要がある」とありますが、① 代表企業と構成員の変更(入替)も可能でしょうか? 構成員の増減も可能でしょうか?	代表企業と構成員の変更(入替)は可能ですが、変更後も検討を継続いただくことを前提に対応いただく必要があります。 また、構成員の増減は可能です。
14	募集要領(P10)	12.その他(2)辞退の表明に関し、パートナー予定者選定後の辞退に関しては、どのような手続きになりますでしょうか? 同項記載と同様の手続きでよろしいでしょうか?	12. その他(2)に準じて対応いただく形で結構です。

番号	書類名	質問事項	回答
15	基本協定書（案） 第4条	第4条の甲および乙は当事業の事業化検討に要した費用の請求を互いに行わないものとする。とありますが外部依頼するような成果物があった場合、協議でよろしいでしょうか	当事業の事業化検討に要する費用は、仮に検討に際して外部委託を要するような内容であっても、互いに費用請求（協議を含む）を行うことは想定しておりません。
16	基本協定書（案） 第6条	乙の第三者への開示に関し、乙の親会社及び関係会社には開示可能な建付けに変更可能でしょうか？	可能です。ただし、開示する場合は、事前に甲（草津市）の承諾を必要とすることなどを明記する可能性があります。